

広島県立歴史民俗資料館を、平成三十一年八月十三日に、臨時に開館する。

広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館を除く。）を、平成三十一年八月十三日及び平成三十二年一月二日から同月四日までの間、臨時に開館し、平成三十一年六月十一日から同月十四日までの間及び平成三十二年二月四日から同月七日までの間、臨時に休館する。

広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館に限る。）を、平成三十一年四月二日及び同月三日、同年五月二十八日及び同月二十九日、同年七月二十三日及び同月二十四日、同年九月十日及び同月十一日、同年十月二十二日及び同月二十三日、同年十二月十七日から同月二十日までの間、平成三十二年一月十三日、同年一月十五日から同月十九日までの間、同月二十一日から二十四日までの間並びに同年三月十日から同月十三日までの間、臨時に休館する。

平成三十一年四月一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵